

枚方市屋外広告物条例に係る申請書等への押印が不要になりました

枚方市屋外広告物条例に係る申請書・届出書等の様式において、手続の簡素化等を図るため押印の取扱いについて見直しを行い、令和5年2月16日から押印が不要になりました。

押印不要とした書類

枚方市屋外広告物条例に係るすべての様式

(枚方市屋外広告物条例施行規則に定める様式第1号～第21号)

(注) 代理人の方が手続きを行う場合、委任状への申請者等の自署又は記名押印も不要です。

(令和7年度より、委任状への申請者等の自署又は記名押印を不要と変更いたしました)

お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

TEL : 072-841-1478 (直通)

FAX : 072-841-5101

MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp